

○赤磐市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査試行実施要領

平成21年8月20日

告示第82号

（趣旨）

第1条 この告示は、赤磐市入札参加資格者の格付けの一層の適正性及び透明性を確保するため、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査（建設工事）にあわせて行う各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観的評価（以下「主観点数」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（主観点数対象業者）

第2条 主観点数の対象業者は、毎年7月1日現在、赤磐市入札参加資格者名簿の土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事及び管工事に登録されており、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、赤磐市内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表（又は別紙二（1））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有しているものとする。

（申請書類）

第3条 主観点数について審査を受けようとする業者は、入札参加資格審査主観的事項審査申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる添付書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が認めるときは、同様式の各項目に該当する電磁的記録の提出をもって代えることができる。

（申請の時期）

第4条 前条の規定による申請の時期は、別に定める。

（主観点数の評価方法）

第5条 主観点数は、原則として前有効期間の状況进行评估する。

2 主観点数は、別表第2の左欄に掲げる評価項目ごとに定める同表の右欄の評価基準により算出した数値の合計により評価する。ただし、別表第2の左欄に掲げる評価項目のうち、6の項に規定する評価項目については、水道施設工事のみを対象として評価する。

3 主観点数は、申請期限までに申請がないものについては評価しない。ただし、別表第2の10の項に規定する評価項目については、申請の有無にかかわらず評価する。

（主観点数評価名簿の作成時）

第6条 各業者の主観点数の評価に係る名簿（以下「主観点数評価名簿」という。）は、毎年度7月1日現在で作成し、使用開始する。

2 主観点数評価名簿の有効期限は、次の名簿が作成される日の前日までとする。

（主観点数評価名簿の公表）

第7条 前条の主観点数評価名簿は、帳票等により閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、平成21年8月20日から施行する。

附 則（平成22年11月1日告示第73号）

この告示は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日告示第58号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日告示第94号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年11月13日告示第102号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年2月5日告示第14号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日告示第16号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年12月18日告示第101号）

この告示は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

評価項目	添付書類
1 ISO認証取得 【共通】	（財）日本適合正認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し（登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること）
2 障害者雇用状況 【共通】	（1）雇用が義務付けられている事業者 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業者のうち、法定雇用率を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある身体障害者雇用状況報告書の写し （2）雇用が義務付けられていないが、申請日時点で障害者を雇用している事業者 障害者であることを証明するもの（障害者手帳、療育手帳、障害者年金等）の写し
3 少子化対策	都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変

【共通】	更届の写し 次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、認定書の写し
4 災害等応急復旧（予防）協力 【共通】	災害等応急復旧（予防）作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付（様式第2号）
5 除雪作業協力 【共通】	除雪作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付（様式第2号）
6 上水道漏水修繕協力 【水道施設】	上水道漏水修繕作業に協力依頼を行った所管課長の交付する活動証明書を添付（様式第2号）
7 防災訓練への参加 【共通】	本市又は国、県が主催（又は共催）する防災訓練へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書を添付（様式第3号）
8 ボランティア活動への参加 【共通】	本市又は国、県が主催（又は共催）するボランティア活動へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書及び活動の証となるもの（新聞記事・広報記事・写真等）を添付（様式第3号）

別表第2（第5条関係）

主観点数評価基準

評価項目	評価基準
1 ISO認証取得 【共通】	前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している場合は2点、登録事業所においてISO14001を認証している場合は1点加点する。
2 障害者雇用状況 【共通】	（1） 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で法定雇用率を達成している場合は、1点加点する。 （2） 同法に基づく報告義務のない者で障害者を雇用している場合は、1点加点する。
3 少子化対策 【共通】	（1） 前年の12月31日現在、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合は1点加点する。 （2） 次世代育成支援対策に取り組んでいる企

	業として都道府県労働局長が認定している場合は、1点加点する。
4 災害等応急復旧（予防）協力 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、災害等応急復旧（予防）作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
5 除雪作業協力 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、除雪作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
6 上水道漏水修繕協力 【水道施設】	前年1月1日から12月31日までの間に、上水道漏水修繕作業に協力したことが所管課長の活動証明書により証明された場合は出動1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
7 防災訓練への参加 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、赤磐市内で本市又は国、県が主催（又は共催）する防災訓練へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書により証明された場合は参加1回につき1点加点する。
8 ボランティア活動への参加 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間に、赤磐市内で本市又は国、県が主催（又は共催）するボランティア活動へ事業者として参加した場合、主催者の交付する参加証明書により証明された場合は参加1回につき1点加点する。 ただし、上限は2点とする。
9 資格停止措置（赤磐市分） 【共通】	前年1月1日から12月31日までの間を始期として、指名停止措置した期間の累計により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。（加重措置により指名停止措置を受けた場合は、その措置決定日を始期とします。）

	また、指名停止期間の始期が上記期間中であり、終期が上記期間以降の場合も累計の対象とします。 1 月以内 件数×（－ 5）点 1 月を超え 2 月以内 件数×（－ 1 0）点 2 月を超え 4 月以内 件数×（－ 1 5）点 4 月を超え 6 月以内 件数×（－ 2 0）点 6 月超 件数×（－ 2 5）点
1 0 工事成績 【共通】	競争入札により発注された工事で、前年 4 月 1 日からの 1 年間にしゅん功検査に合格した検査成績点が 7 0 点未満の工事 1 件につき 5 点を減点します。